

5 高福第 2 8 7 6 号  
令和 5 年 9 月 2 7 日

各高齢者施設等管理者 様

愛知県福祉局高齢福祉課長  
( 公 印 省 略 )

令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等について (通知)

新型コロナウイルス感染症については、本年 5 月 8 日に感染症法上の位置づけが 5 類感染症に変更され、日常における感染防止対策については、各自の判断に委ねられることが基本とされているところです。

今般、冬の感染拡大に対応しつつ、通常医療との両立を更に強化することで通常の医療提供体制への段階的な移行を進めるため、厚生労働省から、本年 10 月以降の取扱いについて、基本的な考え方が示されました。

これによると、高齢者施設等においては、平時からの取り組みを強化しつつ、感染対策の徹底、医療機関との連携強化、療養体制の確保等を引き続き進めるとともに、高齢者施設等に対する支援についても、これまでの医療機関との連携体制の確保等の取り組みや位置づけ変更後の状況等を踏まえた見直しを行った上で、10 月以降も継続することとされています。

つきましては、重症化リスクが高い高齢者の方に対しサービスを提供する高齢者施設等におかれては、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために基本的な感染対策を徹底していただき、引き続き介護サービスの継続に努めてください。

記

○ 「高齢者施設等における感染対策等について」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/459008.pdf>

○ 「高齢者施設等における令和 5 年度の新型コロナワクチン接種について」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/001083714.pdf>

○ 高齢者施設等内での感染発生時の対応体制について

感染拡大時には、地域の医療ひっ迫の状況等に応じ、軽症の患者等は高齢者施設等内で療養いただくなどの対応が必要となるため、すべての高齢者施設等で、医師や看護師による往診・派遣を要請できる医療機関の確保をお願いします。

○ 「マスク着用の考え方の見直し等（特に高齢者施設等における取扱い）について」

マスク着用は個人の判断に委ねることを基本とすることとされましたが、重症化リスクの高い方が多く生活する高齢者施設等の従業者は、引き続き、勤務中のマスク着用が推奨されています。

また、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されていますので、適切なお対応をお願いいたします。

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/448824.pdf>

○ 陽性者が発生した場合の対応方法等

- ・「介護現場における感染対策の手引き」、（令和5年9月25日更新）  
「介護職員のための感染対策マニュアル」

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

- ・医療体制緊急確保チームが作成した動画

URL: <https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/clusterdoug.html>

- ・県看護協会が作成した介護施設・高齢者施設向け感染対策の講座（動画）

URL: <https://www.aichi-kangokyokai.or.jp/publics/index/398/>

○ 県高齢福祉課への報告について

入所・入居系施設及び通所・短期入所系事業所において一定数以上（※）の感染が発生した場合に報告をお願いします。

また、所在市町村（広域連合）及び管轄する保健所に対しても併せて報告をお願いします。

- ※ 10名以上又は全利用者の半数以上の感染が発生した場合  
（発生時のみ。その後の経過を報告する必要はありません。）

「新型コロナウイルス感染症の発生に係る報告について」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460646.pdf>

報告様式: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460647.docx>

○ 療養期間等の考え方について

感染症法上の位置づけの変更後は、他人に感染させるリスクが高い発症後5日を経過し、かつ、症状軽快から24時間経過するまでの間は外出を控え、その後も10日間が経過するまでは、マスク着用やハイリスク者との接触は控えていただくことを推奨。

- ・「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/459006.pdf>

○ 面会等の留意点について

「高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画及びリーフレットについて」

URL: <https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/448343.pdf>

○ クラスタ発生及び感染拡大を抑制するための支援策

<職員に対するスクリーニング検査>

入所系施設等（「医療みなし」を除く）において、利用者に接する業務に従事する職員に対する定期的な抗原定性検査（無料）を実施しています。

※10月以降の検査実施については、10月上旬頃に別途お知らせします。

<衛生資材等の購入補助>

罹患者発生施設等に対し、施設における衛生用品の購入、消毒実施等に要する費用等への補助を行っています（介護サービス確保対策事業費補助金）。

令和5年10月以降は、新型コロナウイルス感染者への対応に係る業務手当の上限額や、施設内療養を行った場合の補助額及び補助要件について見直しがされています。（詳細は、以下のWEBページの「重要なお知らせ」をご覧ください。）

URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r5service-kakuho.html>

○ 事業継続計画（BCP）の点検・策定

令和3年4月から、全サービスについてBCPの作成が義務づけられています。

（令和6年3月まで努力義務）

※事業継続のため衛生用品等の計画的な備蓄に努めてください。

- ・「新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」、様式等

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)

- ・「介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修」

URL: [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

○ 退所前連携加算の算定可能日数の変更

介護保険施設において、医療機関からの退院患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、引き続き当該者について、500 単位を算定できます。ただし、10 月 1 日以降に入所した方については算定可能日数を入所した日から 14 日を限度とすることとされました。

URL:[https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronajinninnki\\_jyunn.html](https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronajinninnki_jyunn.html)

○ 高齢福祉課からの新型コロナウイルス感染症関連のお知らせ

URL:<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/koronatsuuti.html>

担 当 施設グループ

電 話 052-954-6287 (ダイヤルイン)

担 当 介護保険指導第二グループ

電 話 052-954-6861 (ダイヤルイン)